

平成 16 年度（福）ふじみ野福祉会事業計画

昨年度は、開設の年で利用者の安全を第 1 に取り組み、利用者へのサービスの個別化は不十分でした。今年度は、前年度に引き続き介護レベルの向上、組織的な運営を一層すすめていくだけでなく、利用者の個別性と選択性を配慮したサービス提供に取り組みます。その一環として厨房の運営を委託から直営にします。

運営の基本方針

利用者の方やその家族は当然ですが、職員も含め心が通い合い、笑顔で過ごせる運営を目指し、次の運営を基本とします。

利用者が穏やかで、楽しめる生活（利用）ができるように努めます。

利用者や地域に対して介護に必要な情報を提供し、開かれた施設を目指します。

第三者による施設サービスに対する評価を運営の改善にいかします。

経費の効率的執行を心がけ、経済的に安定した運営に努めます。

提供するサービスの基本方針

介護サービスなどは、次を基本とします。

利用者の自主性を尊重するとともに、家族の意見も十分取り入れたサービスを提供します。

利用者に精神的不安を与えないサービスを提供します。

プライバシーに配慮したサービスを提供します。

利用者の自立した生活や社会参加を支援します。

むさしの（特別養護老人ホーム）

管理課

1 経理事務の適正化

コンピューターネットワークを有効に利用した介護報酬事務と施設会計の効率化に努め、また、利用者負担の徴収業務も利用者の負担の少ない郵便局を活用し、効率的で確実に行っていきます。

イントラネットを活用し、定例会議、行事等の予定だけでなく、申し送りなどを職員が直接みること、他職種、他課との連携を深め、サービス向上に役立てる体制をつくります。

以下の会議を開催し、職員の連携を密にし、サービスの向上に努めます。また、委員会の運営は職員の自主性を活かせる運営に努めます。

定例会議 課長会議、主任会議、フロア会議、地域サービス会議、全体会議

委員会 安全、食事、入浴、排泄、整容、広報

2 施設管理の効率化

必要な建物管理、保守点検は業者に委託しますが、建物管理者、保守点検責任者、車輛

管理者を配置して、建物のメンテナンスの実施体制及び緊急の体制を整備します。責任者は業者による定期点検に踏まえて、設備の劣化を防ぎ、清潔な環境を維持するために、日常清掃や設備、車輛の点検・清掃を行います。

3 職員研修の充実・地域交流

職員の資質の向上及び高齢福祉などの情報収集のために、関係団体が主催する研修会に参加し、その成果を施設内に広げるため、報告の場を設けます。また、施設内研修に重点を置き、きめ細かな研修を行うとともに、職員の自主研修を促す環境をつくります。

行事等地域との交流を深め、親睦を大切にし、より良い施設の向上を図ります。

4 防災対策の強化

利用者の生命と身体の安全を優先に、防災対策に最善を尽くします。不測の事態発生に迅速かつ適正に対応できるように年2回の総合消防訓練を含め月1回の防災訓練をおこないます

防災訓練予定表

NO	訓練日	訓練予定	訓練目的
1	4月16日	職員のための防災訓練	避難経路の確認・誘導等
2	5月18日	応急救護訓練	心肺蘇生法
3	6月17日	地消火器具使用訓練	屋内消火栓使用
4	7月16日	夜間・休日の訓練	震災対策訓練
5	8月20日	防災訓練	非常通報装置取扱訓練
6	9月16日	応急救護訓練	三角巾・包帯使用訓練
7	10月15日	消火器具使用訓練	消火器
8	11月17日	非常通報装置取扱訓練	秋季全国火災予防週間
9	12月10日	総合訓練(火災・通報)	非常通報装置実働
10	1月21日	安全防護訓練	防火戸等操作訓練
11	2月20日	地震想定訓練	震災対策訓練
12	3月17日	総合訓練	消防署合同

5 安全衛生活動の推進

職員の健康障害の防止、健康保守増進、労働災害防止などについて、施設内の環境を点検したものを衛生委員会で検証し、安全衛生に関する啓発活動を推進します。

6 相談・苦情の対応

当施設のサービス内容に関する相談・苦情に第三者を入れた苦情処理相談日を毎月行い、利用者の権利擁護を中心に施設運営へ助言を頂き、生活の質の向上を図ります。議事録は利用者の方の了解が得られれば公開します。

7 情報公開

事業計画、事業報告書の情報公開を施設窓口で行うほか、利用者の了解のもとに個別のサービス記録も閲覧できるようにします。

施設ホームページを作成し情報提供を段階的に行っていきます。

生活課

介護・相談・看護・リハビリ共通目標

提供するサービスの基本方針にそって、次の処遇目標を実現します。

利用者の方々の意思、家族の思いの確認と生活の観察をとおして必要な支援を行い、その変化を評価しながら再援助計画と実践を重ねていきます。

利用者の方々と職員の健康管理を医師、看護婦を中心に行い、健康な生活環境を作ります。利用者同士の交流の促進を配慮して、利用者の生活の張りとなるクラブ活動やレクリエーションを積極的に行います。

2・3 階各階でミーティングを毎日行い、介護職員の意思疎通や利用者の把握状況の統一を図るだけでなく、看護職員、生活相談員、機能訓練指導員も参加し、職種間の意思統一を図ります。

介護

1 選択できるサービス（自己決定の尊重・同性介助）

三大介護（食事・入浴・排泄）の充実の充実をはかり、画一的なサービス提供ではなくユニットケア本来の個別的なサービス提供を目指します。基本的には本人の意向を踏まえ、食事に関しては選択食と食事時間の弾力化、入浴・排泄に関しては同性介助及びオムツはずし等を積極的に行います。

2 余暇活動の充実（ユニット単位での行動）

職員や地域のボランティアの方々の協力を得て書道、音楽、生け花など余暇活動を充実していきます。また、施設全体で一緒に行う行事は、納涼祭、敬老会、新年会とし、それ以外はユニット単位で計画し、より利用者に密着した行事を行っていきます。

年間行事は次のとおり

月	行 事	実施時期
4月	お花見	3月29日～4月3日
5月	端午の節句	5月3～5日
6月	運動会	6月5日
7月	七夕	7月7日
	納涼祭	7月31日

9月	敬老会	9月20日
10月	日帰り旅行	10月～11月
11月	にぎり寿司実演昼食会	11月中旬
12月	冬至	12月20～22日
	クリスマス会	12月24日
	もちつき大会	12月28日
1月	初詣	1月4～11日
	新年会	1月8日
2月	節分	2月3日
3月	ひな祭り	3月3日

3 愛着品及び福祉用具（補装具）の取り揃え

選択食導入に伴いよりおいしく食事を召し上がっていただくために、使い慣れた食器、または個別にあった自助具などをご家族等の協力により取り揃えるようにします。対象の食器は、箸、スプーン、茶碗、湯呑みなどです。

日常生活を快適に過ごしていただくために、車椅子（福祉用具）や歩行器（歩行器）等も上記同様ご家族等の協力により取り揃えるようにします。

4 ケアプランの作成・実行・記録・評価

個別処遇を充実させるために、利用者、ご家族の意見を反映させた処遇計画（ケアプラン）を介護職員、介護支援専門員を中心に作成しケースカンファレンスを開催し各セクション共通認識のもと実行・記録・評価し、日々のサービス提供に役立てます。

具体的な介護援助は、介護の基本方針に基づいて具体的目標を定めて利用者にもっとも適切な方法各部門で協議します。

5 身体拘束ゼロの推進

開設当初より取り組んできた身体拘束ゼロを引き続き実行し、利用者の人権を尊厳していきます。

6 希望の実現

利用者個々の希望を聞きそれを集約させて、ユニット毎あるいはグループ毎の日帰り旅行をご家族やボランティアさんの協力を得て計画します。

7 利用者担当の充実

個別担当を充実させ、利用者・ご家族とのよりよい信頼関係を築きます。各担当は掲示し、利用者・ご家族の相談を受けやすくします。

相談

1 入所判定委員会（施設独自の入所基準）

運営の透明性や公平性を保つために前年度と同様に委員会構成に地域代表委員を加えて入所検討を行っていきます。また、施設の実情に添った入所指針の検討を進めていきます。

2 夜間相談日の設置

相談をしたくても平日の昼間は時間を作るのが難しい」という需要がありますので、毎週木曜日は相談員が夜 8 時まで相談の窓口を開きます。

3 要望及び苦情を提案に

利用者懇談会、家族懇談会、法人設置の苦情解決制度や第三者委員（施設オンブズマン）による相談日の周知をはかり、利用者やご家族の方の苦情や要望をくみ取り、日々のサービス提供に役立てます。

利用者懇談会 ユニットごと及びフロアごとに月に 1 回

家族懇談会 年 3 回

苦情解決制度の活用 随時

オンブズマンによる相談 毎月第 2 木曜日 午後 2 時～午後 4 時

4 相談・調整

利用希望者への親身になった対応に心がけ、社会資源の情報を提供し、待機者の状態を把握し公平な入所に心がけます。

利用者の相談に応じて、利用者の要望に応えられるように介護・看護との連携・調整を行います。

家族の相談の窓口となり家族が安心できるように、利用者の状況を報告するとともに家族との調整を行います。

生活相談員が入院している利用者の状況把握を行い、家族の不安を取り除くとともに相談窓口として連絡・調整を行います。

5 地域社会との交流

入所施設の雰囲気にながちな閉塞感がないように地域と交流できる機会の設定を行います。

デイサービスへの参加

地域催しへの参加

地域ボランティアの来訪

看護

利用者の健康管理を日々の健康チェックを通して、疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。

1 健康観察

健康状態を把握し、健康維持を図るとともに障害や疾病の悪化を未然に防ぎ、心身ともに安定した生活がおくれるように支援します。

2 適切な助言

異常の特徴を早期に発見し、受診など適切な処置を行います。

3 観察の継続性

健康状態の観察をし、必要があれば関係する職員に伝達して経過観察が続けられるようにします。

4 健康診断

定期的に健康診断を計画し、その結果に基づいて個々の健康状態を把握します。

5 清潔保持

身体の清潔、口腔ケアの介助、褥瘡予防の指導を行います

6 協力病院との連携

協力病院等との連携を図り、早期治療による軽快復帰を促進します

リハビリ

生活に密着した各入居者の身体機能、活動能力および生活環境をはじめとしたADLの評価から立案したリハビリテーション計画に基づいた機能訓練を提供します。

内容として、理学療法、マッサージに加え、精神活動に対するアプローチとして、作業療法的なものも導入し、より一層入居者の生活範囲を拡大していきます。

1 動作介助方法の検討

入居者の身体機能、活動能力、生活環境に応じた動作介助方法の検討を行ない、残存機能を引き出し、自らできる活動を増やすことを目指します。

2 スタッフへの動作介助指導

前記で検討した方法を、生活の中で取り入れることが可能となるように、介護スタッフへの動作介助方法の提供、指導を行います。

3 住宅改修プランの立案

在宅サービスにおける「住宅改修」を提供するにあたり、利用者の身体機能、活動能力、環境面に合わせた住宅改修プランの立案（アドバイス）を行います。

4 アクティビティ

機能訓練だけではなく、個々趣味等にあわせたアクティビティの活動を「やりたい時にやりたい事を」を基本とし、提供します。

栄養課

1 基本方針

厨房内の仕事のムリ、ムダ、ムラを無くし、有効的に新調理システム（真空調理法、クックチル、クックサーブ）を実施するよう努めます。

すべての利用者に形のある食事を提供します。

食事形態は、常、刻み、ソフト食の3種類とし、真空調理法の利点を最大限に活用し、やわらかくおいしく安全な食事を提供します。

利用者の嗜好をできる限り考慮するよう努めます。

食事嗜好調査（年2回）や残菜調査結果をもとに献立作成を行います。

今年度中に選択食を実施したい。また個人対応できるところは積極的に行います。

調理作業のマニュアル化

調理作業をスムーズにできるようマニュアル化し、作業効率のアップに努め、ゆとりある職場環境作りを行います。

2 調理作業のマニュアル化

調理作業をスムーズにできるようマニュアル化し、作業効率のアップに努め、ゆとりある職場環境作りを行います。

3 献立作成

献立については、利用者の嗜好調査や残菜調査結果をもとに作成します。

食事委員会にて献立を提示し、他職種間で利用者の情報交換を行い、また意見交換しよりよい食事作りに努めます。

4 内部研修

厨房職員や食事の盛り付けを行う介護職員には定期的に特別食や衛生管理等、食事に関する研修を行います。そして食中毒を防止し、常に安全な食事を提供できるようにしたいと考えています。

5 行事食

行事食は施設の年間行事に準じ献立作成を行う。季節感のある食材を用い、盛り付けや味付けにも利用者の満足が得られるよう努めます。

ユニットで行う行事食の際は、ユニットごとの行事起案にもとづいた食材や調理器具の準備を行います。

利用者の誕生日には、その日のおやつに各ユニットへ誕生日ケーキを提供しユニットごとでお祝いします。

ショートステイむさしの

この事業は介護者の負担を軽減し、在宅生活が維持できるようにむさしの(特別養護老人ホーム)の日課等に準じて利用していただきます。

1 利用時間

原則として午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分

2 送迎の利用

指定の範囲においては必要に応じて送迎を行います。

3 行事等への参加

利用者の希望と健康状態に応じて、行事、クラブ活動、レクリエーションに参加できます。

機能訓練は、居宅サービス計画等の指示にそってできる範囲で行います。

地域課

地域課では訪問・通所系の支援センターむさしの(在宅介護支援センター及び居宅介護支援事業所)、デイサービスセンターむさしの、ヘルパーステーションむさしの、と 4 種類の異なった事業を行っています。これらの事業の共通要素は「要介護高齢者の在宅生活の継続性」といえます。そのため、これらの事業や特養(短期入所)の事業と提供するサービスを相互補完させながら、地域に住み助言・支援・介護を必要とする高齢者が安心して生活できる地域づくりができるように下記の事業に取り組みます。また、各事業の連携を深め、より利用者に適したサービスを提供するために、各事業のスタッフによる地域サービス会議を設けます。

支援センター むさしの(居宅介護支援事業所)

介護保険により提供できるサービスを利用者及び家族のニーズに添って介護支援専門員(ケアマネージャー)がケアプラン(居宅介護サービス計画)を作成します。助言内容は多岐にわたりますが以下の事業等を行います。

1 地域の在宅サービス提供者に関する情報の提供

2 要介護高齢者のニーズに反映した居宅サービス計画の作成

3 地域のサービス提供担当者との連絡調整

4 要介護認定などに関する申請支援

支援センター むさしの（在宅介護支援センター）

在宅介護支援センターは、富士見市からの委託事業で、在宅で介護を要する高齢者や介護者のニーズを総合的に受けとめる相談窓口です。地域型在宅介護支援センターとして、高齢者が在宅で生き生きとして過ごせるように、高齢者本人の自主性を尊重して、必要なサービスを受けられるように市と共同して以下の事業を行います。

- 1 地域の要援護高齢者の心身の状況等の実態を把握するとともに、介護に関する需要の評価を行います。
- 2 各種の保健及び福祉サービスの円滑な適用に資するため、要援護高齢者に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容及び実施状況、サービスの利用の以降並びに今後の課題を記載した台帳を整備します。
- 3 各種の保健及び福祉サービスの利用に関する情報を提供し、並びにその積極的な活用に関する啓発を行います。
- 4 在宅介護に関する相談に対し、電話又は面接により総合的な対応を図るとともに、必要に応じて訪問などにより助言及び指導を行います。
- 5 各種の保健及び福祉サービスの利用の調整又は申請手続きの代行を行うことにより、当該サービス適用の便宜を図ります。
- 6 家族介護者教室、介護者予防教室を開催します。

ヘルプステーション むさしの

ホームヘルプサービスは最後まで家にいられる在宅ケアとされています。ホームヘルプサービスといっても内容は様々ですが、今年度は実績を積みながら、地域性を考慮したサービスを効率よく提供していくように努めます。

1 身体介護が中心である場合

利用者の身体に直接接触して行う介助サービスであり（その為に必要となる準備・後かたづけ等の一連の行為を含む）、利用者のADLや意欲の向上のために食事・排泄・衣類着脱・入浴・身体の清拭・洗髪介護など、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助および援助を行います。

- 2 生活援助が中心である場合
調理・衣類の洗濯・補修・住居等の掃除、整理整頓・生活必需品の買い物・関係機関等との連絡などの日常生活援助を行います。
- 3 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
病院受診等の送迎及びそれらに伴う介助を行います。

デイサービスセンター むさしの

デイサービスの機能としては、趣味活動・レクリエーションや行事等のプログラムを通し日常生活の活性化や、社会的孤立感の解消などをはかる「福祉的ケア」の機能があります。当センターとしてはこのような機能を生かしながら、高齢であっても障害があっても人間としての自信を取り戻してもらえようサービスを目指します。同時に利用者の在宅生活を意識しながら利用者の個性や選択性を配慮したサービス提供を実践していきます。

- 1 プログラム内容について
月に1回は行事プログラムを入れています。集団で行うことにより障害に関係なく同じ楽しみを共有し、相手を知り、利用者同士の連携が深める要支援します。
- 2 センター内の各サービスの連携および家庭との連携について
利用者本人の心身状況や生き方は家族との人間関係や住宅等の物的条件によって大きく影響を受けるだけに、利用者と家族を一つのサービス単位として考えていく必要があります。そこで、今年家族との連携を強化することを目的として、家族介護者教室や家族会を行い、家族に対するアプローチを働きかけます。

以上をデイサービスの目標し、個々のニーズの把握とグループ活動による利用者相互の心身機能の高揚に心がけたサービスを提供します。

- 1 趣味活動・相談
日々の活動を通じてADLや精神的な機能の維持向上を図りながら、利用者相互のふれあいによって、自らの喜びや楽しみを見だし、生き甲斐に通じる機会を提供していきます。
また、利用者の健康あるいは生活上の問題について、各種相談に応じると共に生活に潤いを与えるための各種の企画を行います。

趣味活動

創作や趣味活動を通じ、利用者が持っている可能性を見つけることにより、再び自分に残された能力に自信を持ち、自分の存在を見いだせるような援助活動を行い、また、このことにより身体的機能の維持・向上を図る。

プログラム

籐細工・ペーパークラフト・タイルモザイク・木工・寄せ木細工・七宝焼き・刺しゅう

類・織物類・刺し子・編みのも等。

レクリエーション・行事

集団活動を通じてADLや心身的な機能の維持・向上を目指すと共に、利用者相互の交流や親睦を図りながら、社会参加の欲求等の充足をはかります。

年間行事は次のとおり。

月	行 事	実施時期
5月	端午の節句	5月2日～7日
6月	外出（難波田城公園）	6月21日～25日
7月	納涼祭	7月26日～30日
9月	日帰り旅行	9月20日～24日
10月	運動会	10月13日～17日
11月	作品展	11月10日～14日
12月	忘年会	12月20日～24日
1月	新年会	1月 5日～11日
2月	豆まき	1月31日～2月4日
3月	ひな祭り	2月28日～3月4日

相談

利用者・家族から要望があり、また利用者の生活や健康等に問題が生じたときは、随時相談にあたります。

2 健康チェック

活動開始前にバイタルチェックを行います。また、活動中に心身の状態が変化した場合は必要に応じてチェックします。

3 日常動作訓練

家庭生活に必要な動作が円滑に行えるように自助具を活用し、また、衣類の着脱・排泄・食事・移動その他趣味活動を通じて、現在維持されている機能を生かし、各個人に適した動作訓練を行います。

4 食事サービス

独居や老夫婦世帯の利用者にとっては、デイサービス利用とあわせてこの食事サービスが楽しみの一つとなっており、目で楽しみ・舌で楽しみ且つ美味しく食べてもらえるよう配慮していくことが大切だと考えています。

5 入浴サービス

入浴は心身の清潔を保だけでなく、精神的にもリラックスし生活に潤いを与えるという効果も考え、ADLにあわせて行います。